

## 市街化区域のうち居住誘導区域に含まない区域一覧表

エリア名	根拠法令	該当	備考
① 「都市再生特別措置法第81条第11項、同法施行令第24条により、居住誘導区域に含まないこと」とされている区域			
市街化調整区域	都市計画法 第7条第1項	●	
災害危険区域のうち、 居住が禁止されている区域	建築基準法 第39条第1項、第2項	—	※1
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律 第8条第2項、第1号	●	
農地・採草放牧地	農地法 第5条第2項第1号	●	
特別地域	自然公園法 第20条第1項	●	
保安林の区域	森林法 第25条の2	●	
② 都市計画運用指針より、「居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域（災害レッドゾーン）			
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第9条第1項	●	※2
津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第72条第1項	—	※1
災害危険区域	建築基準法第39条第1項、第2項	—	※1
地すべり防止区域	地すべり等防止法 第3条第1項	●	※2
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 第3条第1項	●	※2
③ 都市計画運用指針より、「総合的に勘案し、居住誘導が不適と判断される場合は、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされている区域（災害イエローゾーン）			
家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流、河岸侵食)	—	●	※3
④ 都市計画運用指針より、「居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい」とされている区域			
工業地域	都市計画法 第8条第1項第1号	●	
工業専用地域	都市計画法 第8条第1項第1号	●	
臨港地区	都市計画法 第8条第1項第9号	●	
大規模な公有地	公有地の拡大の推進に関する法律 第2条第1号	●	※4
大規模な都市計画施設	都市計画法 第11条	●	※5
地区計画 (条例で住宅が建築制限の場合)	都市計画法 第12条の4第1項第1号	●	※6
⑤ 都市計画運用指針より、留意すべき事項として「居住誘導区域に含めず、保全を図ることが望ましい」とされている区域			
生産緑地地区	生産緑地法 第3条	●	※7

※1 現在、高知市において当該区域は指定されていませんが、今後指定された場合は除外を行います。

※2 今後新たに区域が指定された場合や解除があった場合には、居住誘導区域からの除外及び追加を行います。ただし、地すべり防止区域において地すべり防止工事が完了している地区、急傾斜地崩壊危険区域において急傾斜地崩壊防止工事が完了している地区など災害防止上必要な対策がなされている地区については、居住誘導区域に含まれます。  
区域に関してのお問い合わせ先…高知県防災砂防課 Tel:088-823-9845

※3 1級・2級河川において公表されている家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流・河岸侵食)  
区域に関してのお問い合わせ先…高知県河川課 Tel:088-823-9839

※4 高知医療センター、高知県立大学池キャンパス

※5 大津緑地、桂浜公園、筆山公園、種崎千松公園

※6 高知みなみ流通団地、長浜産業団地

※7 今後新たに地区が指定された場合や解除があった場合には、居住誘導区域からの除外及び追加を行います。  
地区に関してのお問い合わせ先…高知市都市計画課 Tel:088-823-9465